
第 7 期湯浅町障がい福祉計画・ 第 3 期湯浅町障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月
湯浅町

はじめに

本町では、平成 30 年 3 月に「第 5 期湯浅町障がい福祉計画・第 1 期湯浅町障がい児福祉計画」を策定し、「ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 支えあいのまち ゆあさ」を基本理念として、障がい福祉施策を推進してまいりました。

障がい福祉施策に係る昨今の国の動向をみると、令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和 6 年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

地域共生社会の実現に向けて、一層きめ細かな支援が求められるなか、本町においては平成 31 年 4 月 1 日に「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」を制定し、相互理解と合理的配慮の推進に取り組むとともに、誰もが平等に社会づくりに参加できる地域をめざしています。

これらを踏まえ、本町におけるさらなる障がい福祉施策の推進のため、「第 6 期湯浅町障がい福祉計画・第 2 期湯浅町障がい児福祉計画」を見直し、新たに「第 7 期湯浅町障がい福祉計画・第 3 期湯浅町障がい児福祉計画」を策定いたしました。本計画に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けることができるよう地域づくりに努めてまいりますので、関係機関や住民の皆さまのご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見・ご協力を頂きました「湯浅町障害者計画等策定委員会」の皆さまや関係機関並びに住民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

湯浅町長 上山 章善

目次

第1章 計画の策定にあたって	7
1 計画策定の趣旨	7
2 国における障がい者施策の動向	8
3 計画の位置づけ	9
4 計画の期間	9
5 他計画との関連性	10
第2章 障がいのある人の現状と課題	11
1 本町の現状	11
2 前期計画における見込量と実績	19
3 本町の障がい福祉における課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本指針	27
第4章 第7期障がい福祉計画	29
1 令和8年度の数値目標	29
2 障がい福祉サービスの見込量	34
3 地域生活支援事業の見込量	40
4 その他の事業の見込量	45
第5章 第3期障がい児福祉計画	52
1 令和8年度の数値目標	52
2 障がい児福祉サービスの見込量	54
第6章 計画の推進体制	56
資料編	57
1 策定経過	57
2 策定委員会委員名簿	57
3 策定委員会設置要綱	58
4 用語解説	60

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまでの国における障がい福祉施策は、障がい者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成 19 年 9 月に署名したこと、また、批准に向け、平成 21 年 12 月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」などの法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

また、「障害者総合支援法」は、平成 30 年 4 月に「児童福祉法等」とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設などが行われました。

その他にも、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法(平成 30 年 6 月に公布・施行)」や、障がいがあっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法(令和元年 6 月に公布・施行)」など、障がいの有無に関わらず、さまざまな形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

また、令和 3 年 9 月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和 4 年 5 月には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

この度、これまでの町の取り組みに、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第 7 期湯浅町障がい福祉計画・第 3 期湯浅町障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

※本計画においては、国の法律などの固有名詞や本町の過去の計画名を除き、「障がい」と表記しています。そのため、計画内に「障がい」と「障害」の 2 つの表記が併存しています。

2 国における障がい者施策の動向

■「障害者総合支援法」施策以降の法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

3 計画の位置づけ

「第7期湯浅町障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、今後必要とされる障がい福祉サービスの見込量や、その確保方策などについて定め、計画的な推進を図るためのものです。

「第3期湯浅町障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、必要とされる障がい児福祉サービスの見込量や、その確保方策などについて定め、計画的な推進を図るためのものです。

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

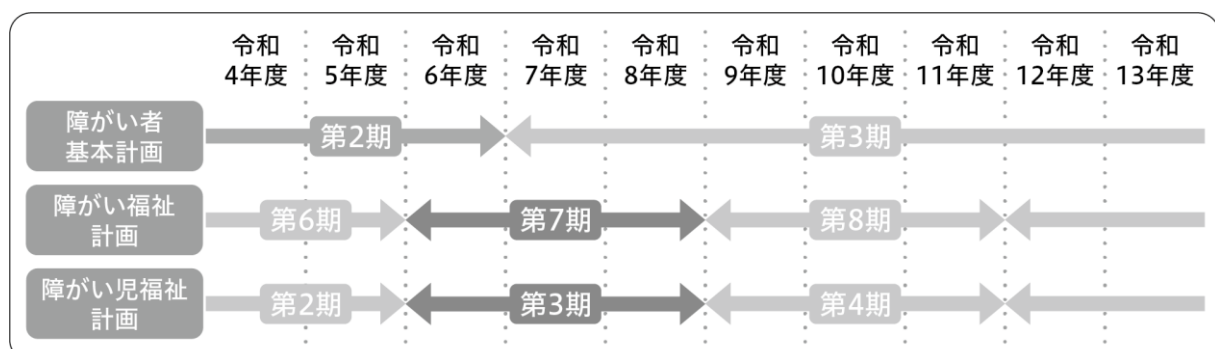
児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

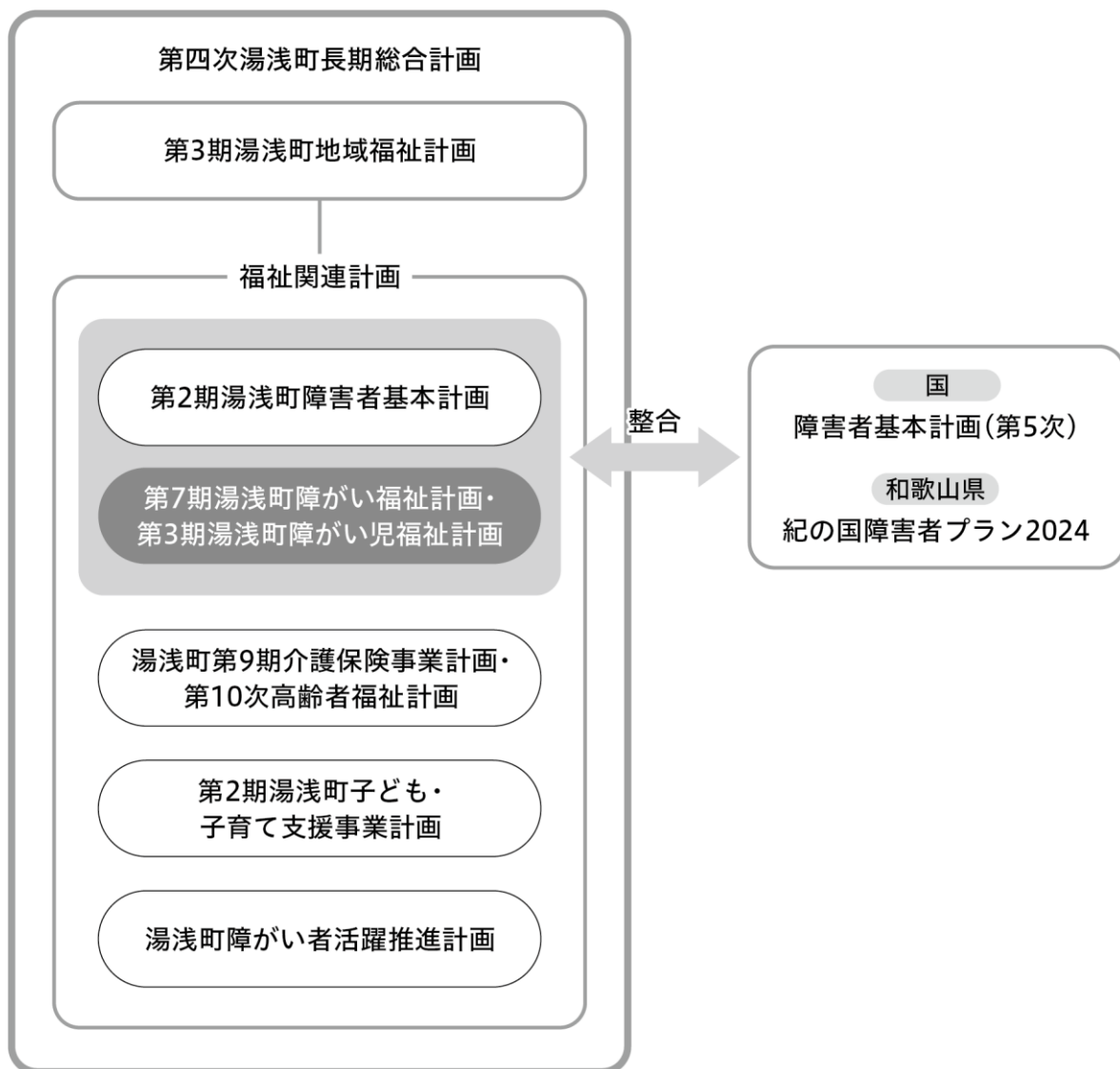
4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



5 他計画との関連性

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」や、和歌山県の「紀の国障害者プラン2024」を踏まえるとともに、本町の「第四次湯浅町長期総合計画」、「第3期湯浅町地域福祉計画」を上位計画としています。また、障がいのある人への施策に関して、基本的な考え方や方向性を示した「第2期湯浅町障害者基本計画」をはじめ、他の関連計画（「湯浅町障がい者活躍推進計画」、「湯浅町第9期介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画」、「第2期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」）との整合性を踏まえ、策定しています。



第2章 障がいのある人の現状と課題

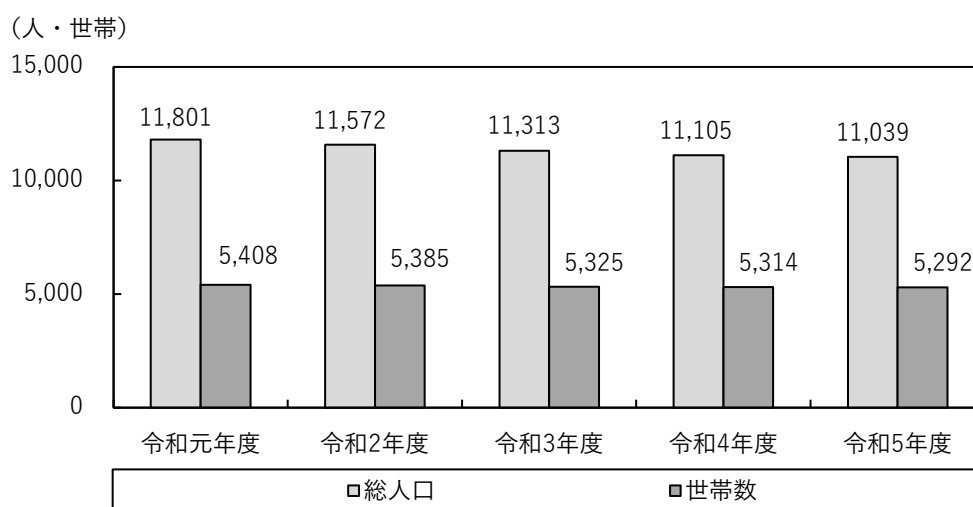
1 本町の現状

(1) 総人口、世帯動向の推移

①総人口と世帯数

本町の総人口と世帯数の推移をみると、年々減少が続いており、令和元年度から令和5年度にかけて総人口は762人、世帯数は116世帯減少しています。

■総人口と世帯数の推移



資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

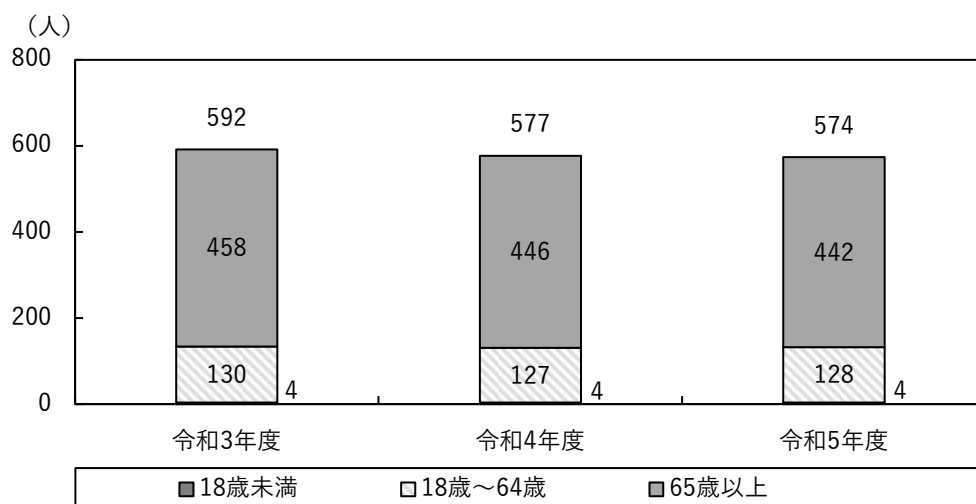
※令和5年度は7月末時点

(2) 障がいのある人の状況

①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、年々減少が続いており、令和 5 年度は 574 人となっています。年齢別にみると、各年度とも 65 歳以上が最も多く、全体の 7 割台後半を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

障害者手帳の種類と等級について

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に基づき、身体障がいのある人に交付されます。身体障がいの種類別に 1 級から 6 級の等級があり、1 級が最も重度とされます。

療育手帳

知的障がいのある人に交付されます。厚生労働省の通知に基づき、自治体において運用されます。和歌山県では A1、A2、B1、B2 の等級があり、A1 が最も重度とされます。

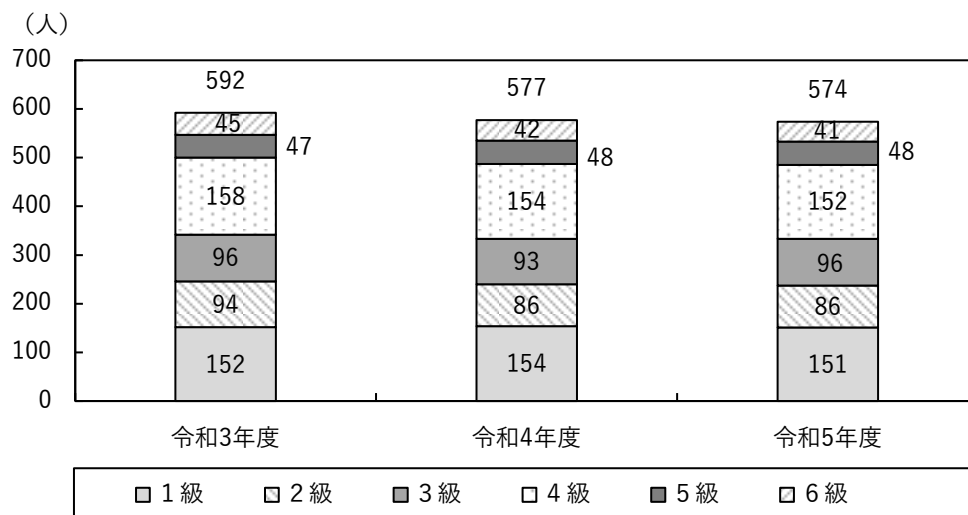
精神障害者保健福祉手帳

「精神保健福祉法」に基づき、精神障がいのある人に交付されます。1 級から 3 級の等級があり、1 級が最も重度とされます。

②等級別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の等級別推移をみると、各年度とも4級が最も多く、次いで1級が多くなっています。

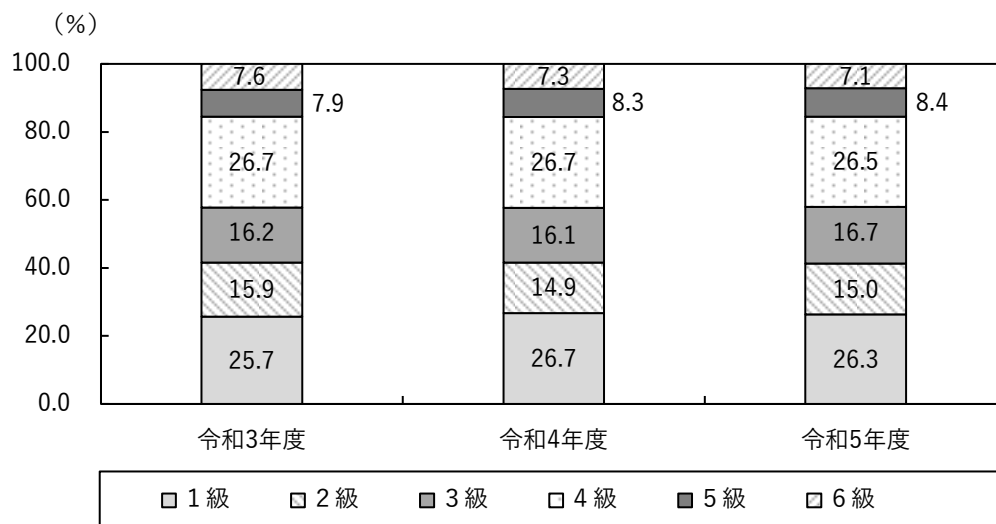
■身体障害者手帳所持者数の等級別の推移



資料:福祉課(各年3月末時点)

※令和5年度は7月末時点

■身体障害者手帳所持者数の等級別の構成比



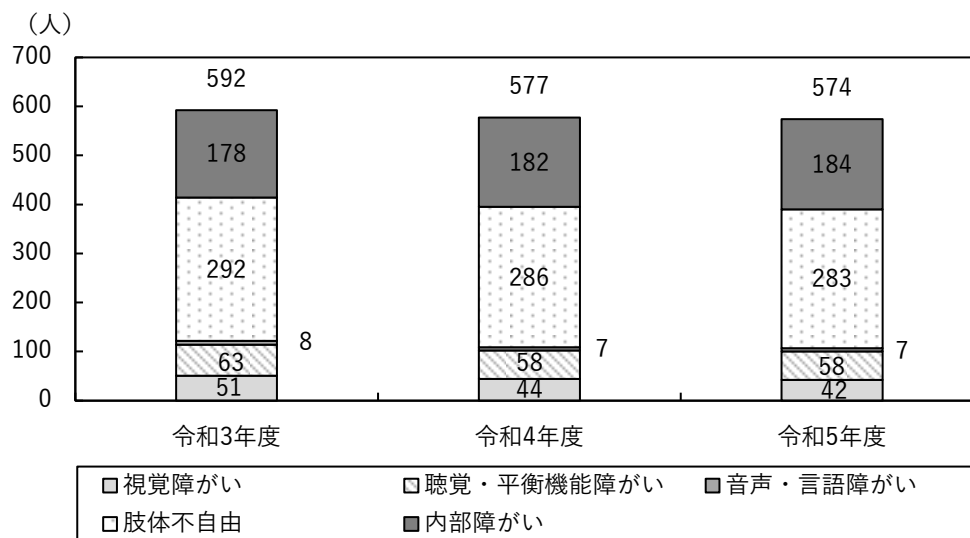
資料:福祉課(各年3月末時点)

※令和5年度は7月末時点

③障がい種別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の障がい種別推移をみると、各年度とも肢体不自由が最も多く、全体の半数程度となっています。次いで内部障がいが多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移

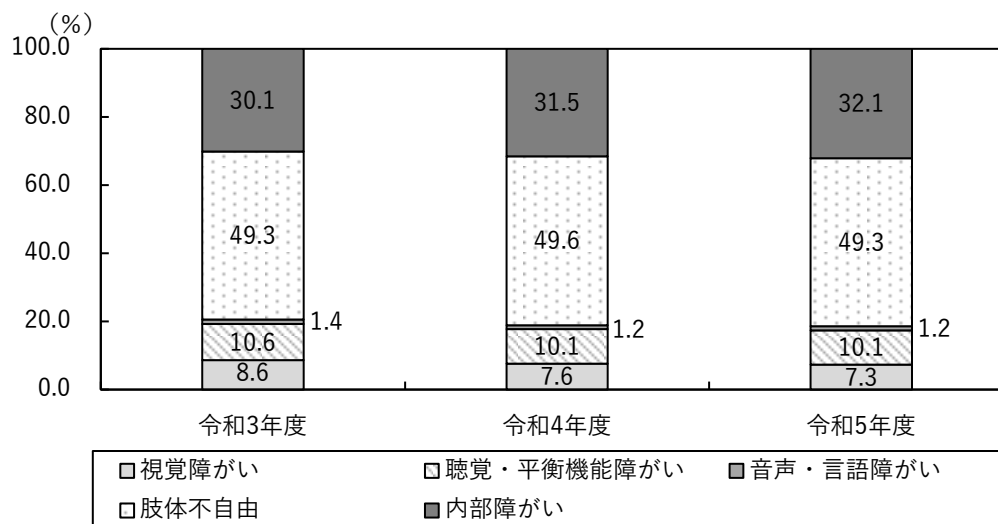


資料:福祉課(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

※障がいの種類は重複があるため、身体障害者手帳所持者数とは一致しない。

■身体障害者手帳所持者数の障がい種別の構成比



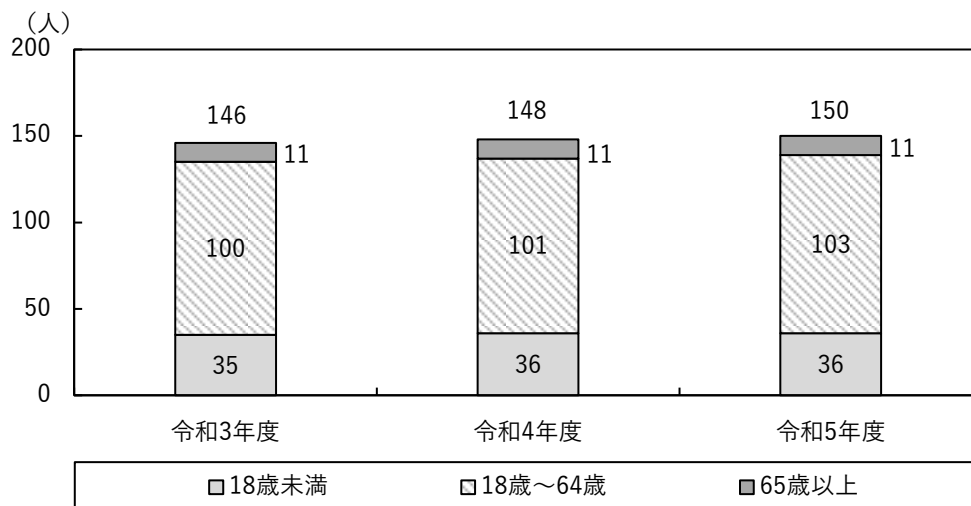
資料:福祉課(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

④療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移をみると、総数は増加しており、令和 5 年度は 150 人となっています。年齢別にみると、各年度とも 18 歳～64 歳が多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移



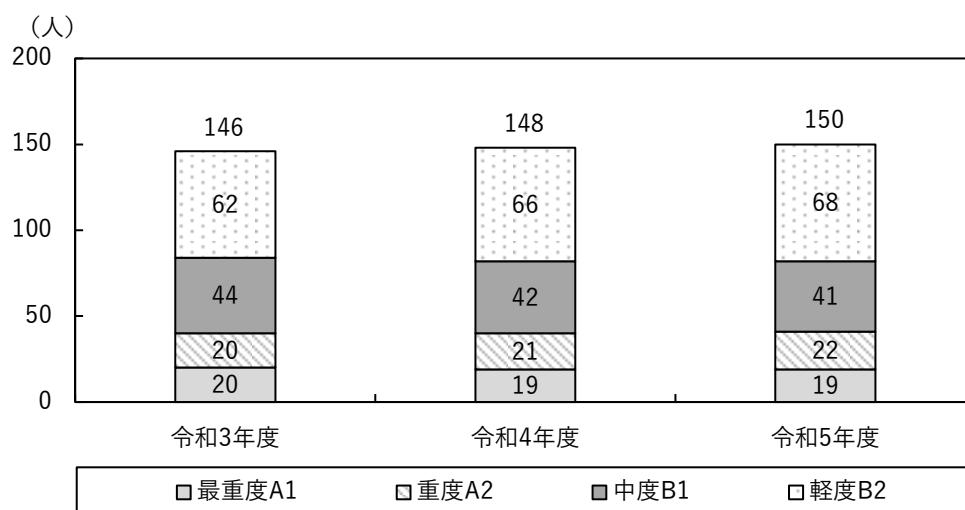
資料:福祉課(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

⑤等級別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の等級別推移をみると、各年度とも軽度 B2 が最も多く、全体の 4 割以上を占めています。

■療育手帳所持者数の等級別の推移



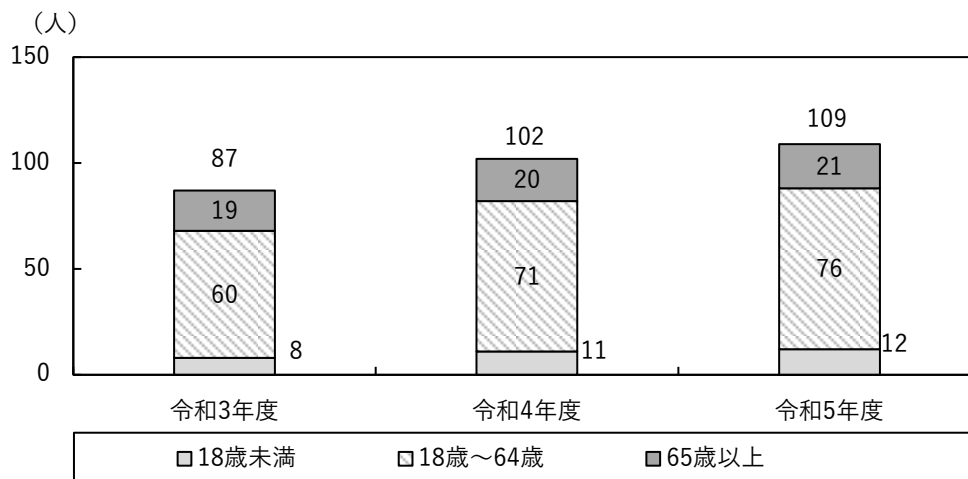
資料:福祉課(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

⑥精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、総数は増加しており、令和 5 年度は 109 人となっています。年齢別にみると、各年度とも 18 歳～64 歳が多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



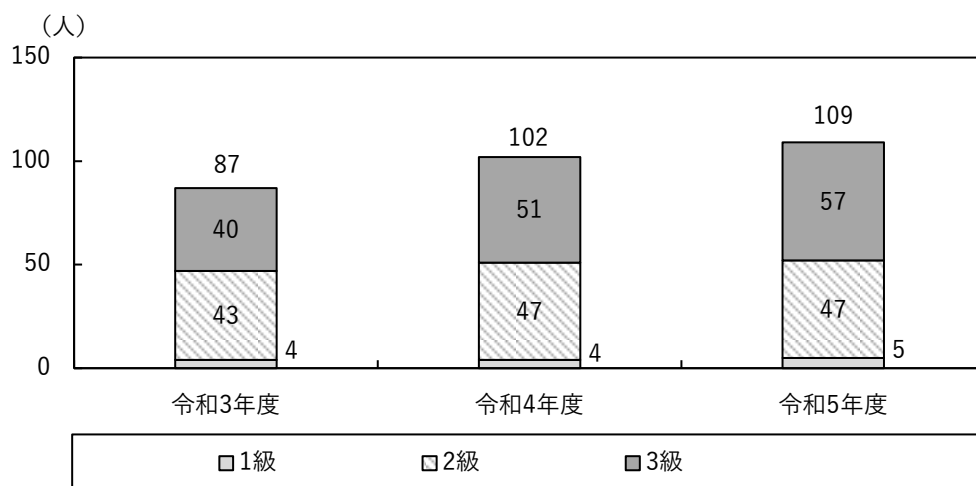
資料:健康推進課(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

⑦等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移をみると、各年度とも 2 級と 3 級が多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移



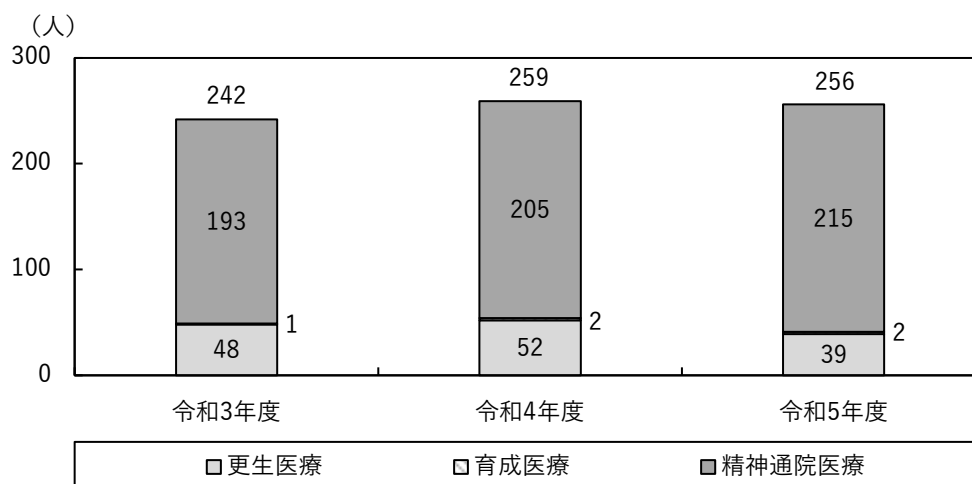
資料:健康推進課(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

⑧自立支援医療費受給者数

自立支援医療費受給者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和 5 年度は 256 人となっています。種類別にみると、精神通院医療が最も多く、全体の約 8 割を占めています。

■自立支援医療費受給者数の推移



資料：福祉課・健康推進課（各年 3 月末時点）

※令和 5 年度は 7 月末時点

自立支援医療について

心身の障がいの除去・軽減に向けた治療に係る費用の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。自立支援医療には、更生医療、育成医療、精神通院医療の 3 種類があります。

更生医療

「身体障害者福祉法」第 4 条に規定される身体障がいのある人に対し、自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がいの除去・軽減に向けた治療を行います。18 歳以上の人が対象です。

育成医療

「児童福祉法」第 4 条第 2 項に規定される身体障がいのある児童、または将来障がいが残る可能性のある児童に対し、障がいの除去・軽減に向けた治療を行います。18 歳未満の人が対象です。

精神通院医療

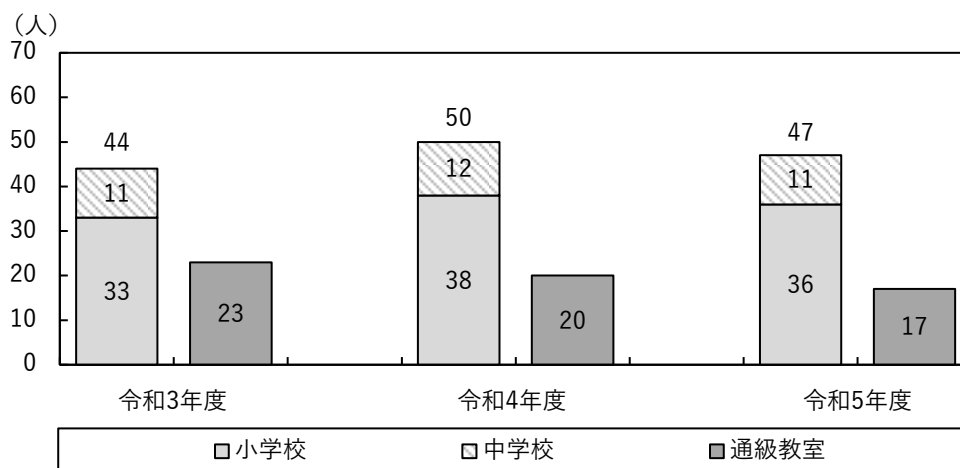
「精神保健福祉法」第 5 条に規定される統合失調症等の精神疾患がある人に対し、通院による継続的な治療を行います。

(3) 障がいのある児童・生徒の状況

①特別支援教育を受けている児童・生徒数

特別支援教育を受けている児童・生徒数の推移をみると、44 人～50 人の間で増減を繰り返しながら推移しています。通級教室は年々減少しています。

■特別支援教育を受けている児童・生徒数の推移



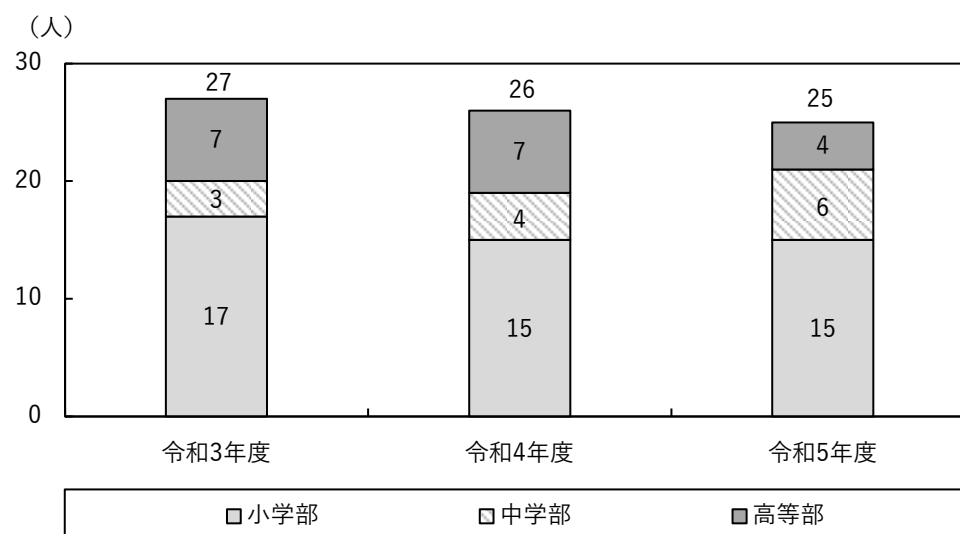
資料:教育委員会(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

②特別支援学校の児童・生徒数

特別支援教育を受けている児童・生徒数の推移をみると、総数は減少しており、令和 5 年度は 25 人となっています。学校種別でみると、小学部は横ばいで推移しており、高等部は令和 4 年度から令和 5 年度にかけて減少しています。中学部は増加しています。

■特別支援学校の児童・生徒数の推移



資料:教育委員会(各年 3 月末時点)

※令和 5 年度は 7 月末時点

2 前期計画における見込量と実績

各年度の計画値は町内の数値を表し、実績は町内と町外の事業所や福祉サービスの利用を合わせた数値を表します。

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
居宅介護	人/月	50	51	52	48	54	37
	時間/月	967.0	929.0	1005.0	872.0	1044.0	664.0
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
同行援護	人/月	1	1	1	2	1	2
	時間/月	25.0	16.0	25.0	18.0	25.0	18.0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

②日中活動系サービス

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
生活介護	人/月	34	35	32	35	30	27
	人日/月	689.6	693.0	649.0	680.0	608.5	514.0
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	13.3	0.0	13.3	0.0	13.3	0.0
就労移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	16.5	0.0	16.5	0.0	16.5	0.0
就労継続支援A型	人/月	1	0	1	1	1	2
	人日/月	21.3	0.0	21.3	14.0	21.3	26.0
就労継続支援B型	人/月	47	53	47	55	47	42
	人日/月	823.0	922.0	823.0	979.0	823.0	778.0
就労定着支援	人/月	0	1	0	0	0	0
	人日/月	0.0	2	0.0	0.0	0.0	0.0
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	4
短期入所(福祉型)	人/月	2	2	2	2	2	1
	人日/月	32.0	43.0	32.0	19.0	32.0	8.3
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	0	1	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0

③居住系サービス

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	16	19	16	21	16	16
施設入所支援	人/月	13	14	12	15	11	12

④相談支援

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
計画相談支援	人/月	20	22	20	19	20	15
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	1	1	1

(2) 障がい児福祉サービス

①障がい児支援

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
児童発達支援	人/月	26	24	26	29	26	21
	人日/月	299.0	242.0	299.0	272.0	299.0	187.0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0
放課後等デイサービス	人/月	32	41	33	40	34	30
	人日/月	569.1	573.0	586.9	480.0	604.7	435.0
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障がい児相談支援	人/月	6	10	8	17	10	17
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	0	0	0	1	1

(3) 地域生活支援事業

① 必須事業

		単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
障がい者相談支援事業		箇所	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業		件/年	1	0	1	1	1	0
成年後見制度 法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	有	無
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者派遣事業	人/年	6	4	6	2	6	9
	要約筆記者派遣事業	人/年	8	4	8	1	8	0
	手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	1	3	0	3	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	0	1	1	1	0
	自立生活支援用具	件/年	2	2	3	2	3	0
	在宅療養等支援用具	件/年	5	3	6	0	7	3
	情報・意思疎通支援用具	件/年	4	2	4	1	4	3
	排泄管理支援用具	件/年	114	91	124	97	135	177
	住宅改修費	件/年	1	1	1	2	1	3
移動支援事業		人/年	272	254	287	226	302	255
		時間/年	1,579.0	1,413.0	1,664.0	1,186.0	1,753.0	1,245.0
地域活動支援センター 機能強化事業		人/年	6	4	7	4	8	6
		箇所	1	1	1	1	1	1

② 任意事業

		単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
日中一時支援事業		人/年	122	160	124	194	126	207
障がい者自動車運転 免許取得・改造助成事業		件/年	1	1	1	1	1	0

(4) その他の事業 [令和3年度新規]

①発達障がいのある人等に対する支援

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講 者数	人/年	0	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	0
ピアサポート活動 への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	0

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場の開催回 数	回/年	1	※2	1	※5	1	※3
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場への関係 者の参加者数	人/年	30	※16	30	※16	30	※30
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場における 目標設定及び評価の実施 回数	回/年	1	※1	1	※1	1	※1
精神障がいのある人の地 域移行支援	人/年	1	1	1	0	1	1
精神障がいのある人の地 域定着支援	人/年	1	0	1	1	1	1
精神障がいのある人の共 同生活援助	人/年	2	4	2	8	2	8
精神障がいのある人の自 立生活援助	人/年	0	0	0	0	1	0

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での実績

③相談支援体制の充実・強化等

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	※有	有	※有	有	※有
訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	8	※125	9	※55	10	※50
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	42	※141	43	※126	44	※50
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	61	※473	62	※292	63	※100

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での実績

④障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	1	0	1	0	1	0
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の回数	件/年	0	0	0	0	1	0

⑤地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
設置箇所数	箇所/年	※1	※1	※1	※1	※1	※1
検証及び検討の実施回数	回/年	※3	※0	※3	※1	※3	※1

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での実績

3 本町の障がい福祉における課題

(1) 地域における自立生活を支えるための体制強化

地域生活支援拠点事業の活用や、当事者の権利擁護の一層の推進などを通じて、自立した生活を支える体制の強化を図っていく必要があります。

現在の本町の障がい福祉に係る状況をみると、居宅介護や生活介護、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域生活支援事業の日中一時支援事業に利用者が多くなっています。また、事業所へのヒアリング調査では、「希望されていたサービス利用時間帯に利用が集中し、定員に達していた」という意見が最も多く、希望者の受け入れができなかった事例が見受けられました。今後、体制整備に向けて、本町だけでなく有田圏域全体で連携と調整を行い、取り組みを進めていく必要があります。

(2) 障がい児支援の充実

児童発達支援や放課後等デイサービスといった障がい児福祉サービスでは、実績値が計画値(見込量)を上回っており、また事業所ヒアリングにおいても障がい児支援へのニーズが増加していることがうかがえます。

ニーズの増加傾向は今後も続くことが見込まれており、引き続き障がい児福祉サービスの質と量の確保に努める他、保育を含めた福祉と教育・医療などとの分野横断的な連携により、切れ目のない支援に取り組むことが求められます。

(3) 就労支援の強化

事業所へのヒアリング調査では、「就労を受け入れてくれる場所が少ない」という声が上がっています。新たに創設される「就労選択支援」の普及も含め、本人の希望を実現できる支援体制の強化が必要となっています。本町単独での取り組みが難しい事業に関しては、有田圏域で支援できるよう調整し、サービスの提供や体制整備に努めます。

(4) 相談支援の充実と体制整備

障がいのある人の暮らしを支援するためには、障がい福祉サービスの充実に努めると同時に、相談支援体制を整備することも必要です。

関係団体へのヒアリング調査では、「親亡き後の子どもたちの生活」「地域で生活し続けられるかへの不安」「障がい者に対する偏見や差別の存在」など、さまざまな問題や課題を実感されることが見受けられました。相談支援についての周知の他、悩みを抱える人を取り残さない、分野横断的な支援の体制づくりを進めていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



本町では、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、身近な地域において社会参加と自立した生活を送るための環境を整備し、「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者施策を展開しています。

本計画においても、これまでの考えを引き続き継承し、誰もが地域において安心して社会参加できる環境の整備とその機会の提供を推進するとともに、障がいのある人が自ら考え、選択し、自立した生活を継続できる諸条件の整備を推進します。

障がいの有無に関わらず、その人らしく暮らすことができるよう、行政、障がい者団体、各種関係機関、地域住民等が連携・協力し、よりよい湯浅町にしていくために、「ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 支えあいのまち ゆあさ」をめざします。

2 基本指針

本計画では、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの見込量確保に取り組むとともに、利用者一人ひとりの状況により適したサービスを提供するために、次の7つの基本方針に基づき、各事業の質の向上を図り、利用者本位の体制づくりを推進します。

(1) 訪問系サービスの充実

居宅での食事や入浴、外出時の援助など、障がいのある人の日常生活を支援する訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援)について、事業所の拡大や人材確保を図り、さらなるサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

地域での自立した生活に向けた活動への支援や社会的自立に向けた訓練を行う日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所)について、利用者に合わせた活動や訓練の場の確保に努めます。

(3) 居住系サービスの充実

障がいのある人の地域における生活の場や生活上の支援を提供する居住系サービス(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)について、地域のニーズに対応するために支援体制の充実及び専門人材の確保に努めます。

(4) 相談支援の充実

障がいのある人が抱える課題の解決や適切な障がい福祉サービスの提供を目的とした相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)について、体制の充実に努めます。また、研修の実施などにより相談支援専門員などの資質の向上を図ります。

(5) 地域生活支援事業の充実

障がいのある人の地域移行を見据え、地域生活支援事業(相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等)の充実や地域活動支援センターの機能強化を図ることで、障がいのある人が地域で自立した日常生活・社会生活を送ることができるような体制の整備に努めます。

（６）親亡き後を見据えた障がいのある人への支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、一人暮らし体験や緊急時の受け入れができる場の提供などについて、引き続き有田圏域で協議しながら地域生活支援拠点事業等の整備に努めます。その他、成年後見制度の利用促進に向けた周知広報も推進し、地域で安心した生活を送ることができるように努めます。また、障がいへの正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現に向けて、「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」の周知・啓発、福祉教育の充実に努めます。

（７）障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな育ちを支援する障がい児福祉サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障がい児相談支援、医療的ケア児に対する支援、障がい児の子ども・子育て支援等）について、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関と連携を図り、障がいの特性や状態、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。

ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で明るく豊かに暮らしていける社会をめざす理念をいいます。

ノーマライゼーションという言葉は、昭和 34 年にデンマークにて「知的障害者福祉法」に盛り込まれたことを機に世界に広がりました。その背景には、施設等に入所していた障がいのある人が、地域や社会から切り離されていたという状況がありました。

日本では、平成 7 年に「障害者プラン ～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」が策定され、平成 14 年度までの間に、障がいのある人の社会的自立やバリアフリー化の促進等に関して、具体的な目標値を掲げた施策が行われました。

本町においても、ノーマライゼーションやリハビリテーションの理念のもと、「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者施策を展開していきます。

第4章 第7期障がい福祉計画

1 令和8年度の数値目標

国では、令和8年度を目標年度として、障がい福祉計画において達成すべき「成果目標」を以下の内容で示しています。

項目	国が示す成果目標
成果目標（1） 福祉施設入所者の地域生活への移行	福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 福祉施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
成果目標（2） 地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。 強度行動障害を有する方への支援体制の整備 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする
成果目標（3） 福祉施設から一般就労への移行	一般就労への移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。 ア. 就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 イ. 就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。 ウ. 就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 エ. 就労移行支援事業所の割合 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 就労定着支援事業所利用者数 令和3年度就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

成果目標（４） 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	相談支援体制の充実・強化等 令和 8 年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
成果目標（５） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	障害福祉サービス等の質の向上 令和 8 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

指標	目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	1 人
福祉施設入所者数の削減	15 人

■目標設定の考え方

- 障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を国の指標に基づき 1 人として設定します。
- 施設入所者数については、令和 4 年度末の 16 人から 5%以上削減することとし、15 人とします。

(2) 地域生活支援の充実

指標	目標値
地域生活支援拠点等の整備	※1 箇所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証回数	※1 回
強度行動障がい有する方への支援体制の整備	※検討

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での目標値

■目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等については有田圏域で 2 箇所設置済みであり、運用状況の検証を年 1 回実施することで、機能の充実をめざします。
- 強度行動障がい有する方への支援体制について、有田圏域及び基幹相談支援センターと協議を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

指標	目標値
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3人
就労移行支援事業からの移行者数	1人
就労継続支援 A 型事業からの移行者数	1人
就労継続支援 B 型事業からの移行者数	1人
就労移行支援事業所の割合	事業所設置をめざします
就労定着支援事業所利用者数	事業所設置をめざします
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合	事業所設置をめざします

■目標設定の考え方

- 就労移行支援事業や就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業の利用から一般就労への移行について本計画における目標値は、国の指標に基づいて算出される 3 人として設定します。
- 就労移行率5割以上の就労移行支援事業所については、現在町内に該当する事業所がないため、令和 8 年度末までに有田圏域でサービス提供体制を確保し、設置をめざします。
- 就労定着支援事業所利用者数については、現在町内に該当する事業所がないため、令和 8 年度末までに有田圏域でサービス提供体制を確保し、利用促進を図ります。
- 就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所については、現在町内に該当する事業所がないため、令和 8 年度末までに有田圏域でサービス提供体制を確保し、設置をめざします。

(4) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

指標	目標値
基幹相談支援センターの設置	※有
訪問等による専門的な指導・助言	※維持
相談支援事業者の人材育成の支援	※継続実施
相談機関との連携強化の取り組みの実施	※継続実施
個別事例の支援内容の検証の実施回数	※24 回
主任相談支援専門員の配置数	※1 人

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での目標値

■目標設定の考え方

○相談支援体制の充実・強化等については、有田圏域において基幹相談支援センターを 1 箇所設置しており、一定の支援体制を図ることができています。今後も基幹相談支援センターを中心とし、さらなる相談支援体制の充実・強化に努めていきます。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

指標	目標値
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施

■目標設定の考え方

○障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築については、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを進め、県や有田圏域で連携協力しながら、サービスの質の向上をめざします。

2 障がい福祉サービスの見込量

障がいのある人へのサービスは、勘案すべき事項(障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向など)及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村などにより利用者の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

障がい福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
居宅介護	障がいにより日常生活に支障がある人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由などにより常時介護が必要な人に、居宅における介護や外出時の移動支援などを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動・外出に著しい困難がある人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動が著しく困難で、常時介護が必要な人に、行動や外出の際の危険回避や移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がいがあり、意思疎通を図ることに困難がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいや精神障がいにより行動上困難がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの複数のサービスを包括的に提供します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	33	30	27
	時間/月	593.0	541.0	486.0
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0
同行援護	人/月	2	2	2
	時間/月	20.0	18.0	16.0
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0

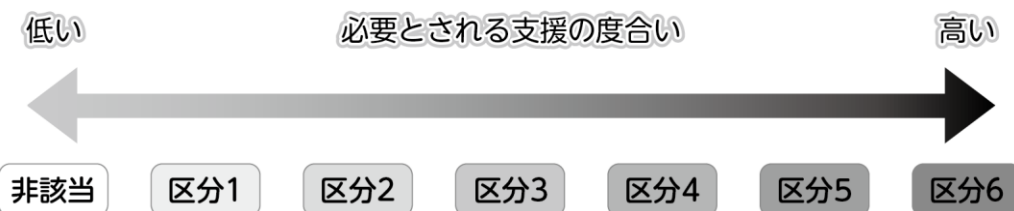
■見込量の確保方策

○これまでの利用実績などを踏まえ、見込量を設定します。

○入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供を積極的に行い、利用者本位のサービスが提供できるよう、サービス量の確保に努めます。

障害支援区分について

障害支援区分とは、障がいのある人の多様な障がい特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。最も支援が必要な区分 6 から区分 1 までの 6 段階と非該当があり、これにより受けられる障がい福祉サービスの種類や支給量が決まります。



(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活の支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮などを整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労等を希望し、通常の事業所への雇用が見込まれる 65 歳未満の人に対し、一定期間、生産活動や求職活動、職場体験などの機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 A型	現時点で一般就労が困難であるが、雇用契約に基づく継続的な就労が可能である人に対し、生産活動などの機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続支援 B型	現時点で一般就労が困難であり、就労移行支援事業を利用したが一般企業などの雇用に結びつかない人、一定年齢に達している人などに対し、生産活動などの機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療的ケアに加え、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話などの支援を行います。
短期入所 (福祉型)	介護者の疾病や不在などにより、必要な介護を受けることができず、障がい者支援施設などに短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護などの必要な支援を行います。
短期入所 (医療型)	介護者の疾病や不在などにより、必要な介護を受けることができず、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護などの必要な支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	24	22	20
	人日/月	456.0	418.0	380.0
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0
就労選択支援	人/月		2	3
	人日/月			
就労移行支援	人/月	2	3	5
	人日/月	42.0	78.0	160.0
就労継続支援A型	人/月	2	3	5
	人日/月	42.0	78.0	160.0
就労継続支援B型	人/月	39	37	35
	人日/月	741.0	703.0	665.0
就労定着支援	人/月	1	1	1
	人日/月	21.0	21.0	21.0
療養介護	人/月	5	5	5
短期入所(福祉型)	人/月	1	1	1
	人日/月	4	3	2
短期入所(医療型)	人/月	0	0	1
	人日/月	0.0	0.0	12.5

■見込量の確保方策

- これまでの利用実績などから見込量を算出した上で、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進による利用の増加を勘案して、見込量を設定します。
- 利用者のニーズに合わせ、事業の充実を図るとともに、サービスの量及び質の確保のため、有田圏域並びに事業者と調整し、サービスの提供に努めます。
- 就労選択支援は令和 7 年 10 月から実施される事業です。第 7 期については現在のアセスメントの状況をもとに見込みます。
- 就労定着支援については有田圏域で調整し、サービスの提供に向けた体制の整備を進めます。

(3) 居住系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護や生活などに関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	15	15	15
施設入所支援	人/月	11	10	9

■見込量の確保方策

- これまでの利用実績などから見込量を算出した上で、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進による利用の増加を勘案して、見込量を設定します。
- 自立生活援助については、参入意向のある事業者の確保に努めるとともに、地域での交流促進など、施設に入所している人の地域生活への移行を支援する体制の構築に取り組みます。
- 共同生活援助(グループホーム)については、入所施設や精神科病院からの地域移行を進める上で、地域における生活の場として必要不可欠のサービスであるという認識のもと、サービス量の確保に努めます。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

有田圏域では平成28年に、地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを設置しました。総合的な相談業務(身体障がい、知的障がい、精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、市町が委託した相談支援事業者などと連携し、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着等の業務を行っています。

基幹相談支援センターが中核となって、有田圏域の行政機関、事業者、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの各分野の関係機関で構成する自立支援協議会を運営し、情報共有や連携のなかで障がいのある人を一体的に支援できるネットワークを構築しています。

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとの計画内容の見直しなどを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	21	23	25
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

■見込量の確保方策

○これまでの利用実績などを踏まえ、見込量を設定します。

○相談支援事業者や施設、医療機関などの地域の関係機関と連携し、利用者の意向や心身の状況などを踏まえた支援を円滑に行えるよう、サービスの量及び質の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、市区町村や都道府県が独自に行うサービスであり、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業のことです。本町では、9つの必須事業と2つの任意事業を実施しています。

(1) 必須事業の見込量と確保方策

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障がいのある人の理解促進及び共生社会の実現に向けた啓発を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人またはその家族や地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

③相談支援事業

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	2	2	2

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	件/年	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	有

⑤意思疎通支援事業

サービス名	内容
意思疎通支援 事業	意思の疎通に支援が必要な障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより、意思疎通の仲介支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0
手話通訳者派遣事業	人/年	14	21	32
要約筆記者派遣事業	人/年	8	8	8

⑥日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具、並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどのうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用できるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計、その他の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障がいのある人などが容易に使用することができるもの。
住宅改修費	障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にする用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	4	4
排泄管理支援用具	件/年	220	274	341
住宅改修費	件/年	4	6	9

⑦手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員を養成・研修を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	1	1	1

⑧移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	移動が困難な障がいのある人で、外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	251	247	244
	時間/年	1,255.0	1,235.0	1,220.0

⑨地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に対し、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	人/年	6	6	6
	箇所	1	1	1

■見込量の確保方策

○これまでの利用実績及び事業実施の計画に基づいて、見込量を設定します。

○利用者のニーズに合わせたサービスが提供できるよう、サービス提供事業者や有田圏域で調整を図るとともに、サービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会などの実施に努めます。

(2) 任意事業の見込量と確保方策

① 日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場の確保及びその家族の一時的な休息などを支援します。

■ サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	238	273	313

② 障がい者自動車運転免許取得・改造助成事業

サービス名	内容
障がい者自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

■ サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	1	1	1

4 その他の事業の見込量

(1) 発達障がいのある人などに対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人及びその家族などへの支援が重要です。保護者などが発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるような支援体制の確保が求められています。

活動指標	指標の解説
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラムなどの受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンターの修了人数の見込みを設定します。
ピアサポート活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0

■見込量の確保方策

○発達障がいのある人などに対する支援については、サービスに対するニーズの把握を進めていきながら、体制の整備に努めます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

このシステムの構築にあたり、保健、医療及び福祉関係者が地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置及び適切な運営が重要であるとされています。

活動指標	指標の解説
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	各市町村(または圏域)の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村(または圏域)ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族などの関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村(または圏域)ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の地域移行支援	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域移行支援の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の地域定着支援	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の共同生活援助	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の自立生活援助	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	※5	※5	※5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	※15	※15	※15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	※1	※1	※1
精神障がいのある人の地域移行支援	人/年	1	1	1
精神障がいのある人の地域定着支援	人/年	1	1	1
精神障がいのある人の共同生活援助	人/年	8	8	8
精神障がいのある人の自立生活援助	人/年	0	0	0
精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)	人/年	0	0	1

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での見込量

■見込量の確保方策

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、有田圏域で協議の場を設け、調整を図りながら、体制整備と内容充実をめざします。

（３）相談支援体制の充実・強化のための取り組み

障がいのある人などが地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。関係機関と連携し、障がいのある人などが抱える複合的な課題の把握に努め、適切な指導・助言を行います。

活動指標	指標の解説
総合的・専門的な相談支援の実施	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	地域の相談支援を行う事業者に対し、訪問などにより、個別事例における専門的な指導・助言を行う件数の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援	地域で相談支援を行う人材育成の支援件数の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施	地域の相談機関と連携強化するための取り組みの実施回数を見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	※1	※1	※1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	※60	※60	※60
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	※130	※140	※150
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	※300	※300	※300
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	※16	※20	※24
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	※0	※0	※1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回	※2	※3	※3
	事業者・機関	※9	※9	※9
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	※5	※5	※5
	回	※40	※45	※50

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での見込量

■見込量の確保方策

○相談支援の充実・強化のための取り組みについて、有田圏域で協議の場を設け、調整を図りながら、体制整備と内容充実をめざします。

（４）障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉サービスが多様化するなかで、利用者が真に必要とする障がい福祉サービスを提供するためには、職員などが「障害者総合支援法」の具体的内容を理解するとともに、サービスの利用状況を把握し、検証を行うことが必要です。

活動指標	指標の解説
障がい福祉サービス等に 係る各種研修の活用	「障害者総合支援法」の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村(委託事業含む)が実施する研修への参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の回数	障がい者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業者や関係自治体などと共有する機会の実施回数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス 等に係る各種研修 の活用	人/年	1	1	1
障がい者自立支援 審査支払等システム による審査結果の共 有の回数	回/年	0	0	1

■見込量の確保方策

○障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みについて、県や有田圏域と連携し、調整を図りながら、内容充実をめざします。

（５）地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

活動指標	指標の解説
設置箇所数	地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定します。
検証及び検討の実施回数	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数の見込みを設定します。

■サービスの見込量

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	箇所/年	※1	※1	※1
コーディネーターの 配置人数	人/年	※0	※1	※1
検証及び検討の 実施回数	回/年	※1	※1	※1

※有田圏域(有田市、有田川町、広川町、湯浅町)での見込量

■見込量の確保方策

○地域生活支援拠点等については、有田圏域で 2 箇所設置済みであり、引き続き機能の充実をめざし、検証と検討を行います。

地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等とは、障がいがある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じて整備を行う、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりとしています。

本町の取り組みとしては、令和 3 年度から有田圏域において、緊急時の受け入れと一人暮らし体験が行える場所を確保しています。障がいのある人の保護者が急に介助や監護ができなくなった場合や、自立した生活に向けて一人暮らしの体験を行う場合に対応することができます。

第5章 第3期障がい児福祉計画

1 令和8年度の数値目標

国では、令和8年度を目標年度として、障がい児福祉計画において達成すべき「成果目標」を以下の内容で示しています。

項目	国が示す成果目標
成果目標（1） 障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 令和8年度末までに、各市町村または圏域において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 保育所等訪問支援の実施 令和8年度末までに、各市町村または圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも各1箇所以上確保することを基本とする。 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村または圏域において、医療的ケア児支援について協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

指標	目標値
児童発達支援センターの設置数	※3箇所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	※各1箇所
医療的ケア児支援の協議のための場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	※有

※有田圏域（有田市、有田川町、広川町、湯浅町）での目標値

■目標設定の考え方

○児童発達支援センターについては、有田圏域で既に3箇所設置済みです。

○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築については、引き続き実施に努めます。

- 保育所等訪問支援を利用できる体制については、有田圏域で既に構築済みであり、引き続き体制整備を進めます。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、本町で各1箇所設置済みであり、引き続き体制整備を進めます。
- 医療的ケア児支援の協議のための場については、有田圏域で既に設置済みであり、引き続き支援体制の整備を進めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーター（保健師が担う）は、令和5年度に設置済みです。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築について

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築は、地域の各種団体や自治体、学校などが協力して、誰もが平等に地域活動に参加できる環境を整備するということです。

障がいのある子どもが可能な限り、地域の保育や教育などの支援を受けられるようにしていくこと、同年代の子どもとの仲間づくりができる環境などを地域社会で構築していくことが求められます。

2 障がい児福祉サービスの見込量

障がいのある子どもを対象としたサービスには、「障がい児通所支援」と「障がい児入所支援」があり、市町村は「障がい児通所支援」を実施します。

(1) 障がい児支援の見込量と確保方策

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	在学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施し、放課後などの居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所などを現在利用中の障がいのある子どもまたは今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所などにおける集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、本人や当該施設の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいのある子どもであって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児支援を利用する全ての障がいのある子どもに対し、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩などを背景として増加する医療的ケアが必要な子ども(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療及び福祉などの関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■サービスの見込量

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	19	17	15
	人日/月	171.0	153.0	135.0
放課後等 デイサービス	人/月	29	28	27
	人日/月	406.0	392.0	378.0
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0.0	0.0	0.0
障がい児相談支援	人/月	26	39	59
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネー ターの配置	人/年	1	1	1

■見込量の確保方策

- これまでの利用実績と支援を必要とする子どもの潜在的ニーズなどを踏まえ、見込量を算出します。
- 居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、サービスに対するニーズの把握を進めていきながら、体制の整備に努めます。
- 関係機関が連携して情報を共有し、障がいのある子どもを療育する家庭や子どもの発達に不安を抱える家庭へのサポートに努めます。

第6章 計画の推進体制

1. 国・和歌山県・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、制度改革に的確に対応していくことが重要であり、国や和歌山県と連携しながら施策を展開します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援などについては、本町だけでなく近隣自治体を含めた広域的な調整とネットワークを強化することで、計画の推進を図ります。

2. 住民・関係団体・事業者・地域などとの連携

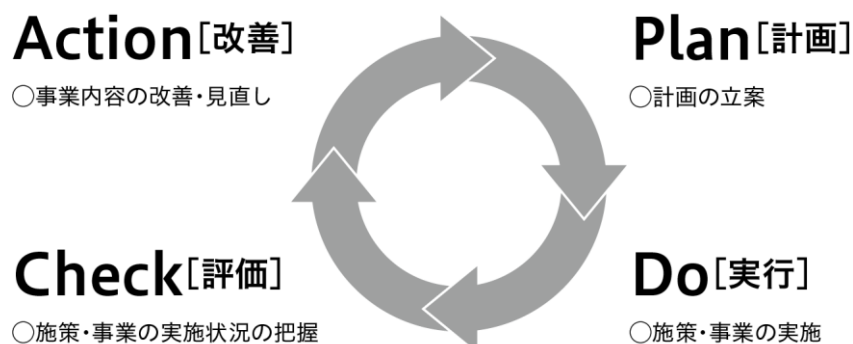
障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO 法人など、さまざまな団体などによる支援や協力が重要となります。これら団体の諸活動の促進・支援に努めるとともに、連携を強化し、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

3. 障がいのある人のニーズの把握

本計画は、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら推進することが必要です。障がいのある人や関係団体と意見交換を行い、そのニーズの把握に努めます。

4. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたっては、「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図ることで、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映します。



資料編

1 策定経過

時期	内容
令和5年12月	第1回策定委員会 ・計画素案の検討
令和6年2月	第2回策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画案の承認

2 策定委員会委員名簿

氏名	所属	備考
長尾 正子	湯浅町障がい児者父母の会	委員長
宮下 晴男	湯浅町民生児童委員協議会	副委員長
奥 親人	一般社団法人 有田医師会	
中谷 倫也	湯浅町身体障がい者福祉協議会	
野下 康雄	社会福祉法人 有田つくし福祉会	
立森 恭孝	社会福祉法人 ひまわり福祉会	
玉置 勝也	社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会	
辻 信明	小中学校校長会	
阪口 理恵	湯浅町福祉課	

※順不同、敬称略

3 策定委員会設置要綱

○湯浅町障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年3月10日告示第11号

改正

平成20年11月28日告示第77号

平成27年3月16日告示第18号

令和3年4月1日告示第74号

湯浅町障害者計画等策定委員会設置要綱を次のように定め、平成18年4月1日から適用する。

湯浅町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づき策定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき策定する障害福祉計画を検討し、策定するため湯浅町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 計画の策定手順に関する事項
- (2) 計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他計画の策定のための必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内で組織し、委員は次に掲げる者で町長が委嘱する。

- (1) 湯浅町民生児童委員協議会の代表
- (2) 医療機関の代表
- (3) 障害者団体 若干名
- (4) 社会福祉法人の代表
- (5) 教育関係者
- (6) 保健福祉関係者

(7) 有識経験者

2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

前 文 (抄) (平成20年11月28日告示第77号)

平成20年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成27年3月16日告示第18号)

平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月16日告示第18号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和3年4月1日告示第74号)

令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日告示第74号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 用語解説

あ

アクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、不自由なく利用できること。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

か

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどに係る総合的な相談支援及び成年後見制度利用支援事業を行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

強度行動障がい

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することに困難がある障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの実現を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて必要かつ合理的な現状の変更または調整を行うこと。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ

児童発達支援センター

障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスとあわせて治療を行う「医療型」がある。

障害者基本法

障がいのある人の自立やあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者施策に関して基本的な理念や地方自治体などの責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

障害者権利条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約で、平成 18 年に国連総会において採択された。教育、労働、社会保障などの社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを定めている。

障害者差別解消法

国連の「障害者権利条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成 28 年に施行された。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練の支援を受ける「訓練等給付」がある。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、行政機関、事業者、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの各分野の関係機関で構成する協議会。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人(成年後見人・保佐人・補助人)などを選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

た

地域移行

障がい者支援施設などに入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための支援。

地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであり、障がいのある人、高齢者、子育て世帯を含む地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、さまざまな支援(住まい、医療、介護、予防、生活支援)を継続的かつ包括的に提供する仕組みのこと。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細かな教育を行うために設置されている学校。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う教育。平成 19 年から「学校教育法」に位置づけられている。

な

難病

発病の原因が不明で、治療方針が未確定であり、経過が慢性にわたる疾病。

は

発達障がい

生まれつきの脳の障がいのために言葉の発達が遅い、対人関係をうまく築くことができない、特定分野の勉強が極端に苦手、落ち着きがない、集団生活が苦手といった症状が現れる精神障がいの総称。症状の現れ方は発達障がいのタイプによって大きく異なり、自閉症スペクトラム障がい、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、学習障がいなどさまざまな障がいが含まれる。

ピアサポート

医療、心理、福祉などの専門家ではなく、同じ課題や困りごとを共有する仲間(ピア)との間で、相互に助け合いを行うこと。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方などを学ぶことにより、子どもの行動改善や発達促進を目標とするトレーニングのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安を抱える保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員など)が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのこと。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対し、共感的なサポートを行うとともに、地域資源についての情報の提供などを行う。

や

湯浅町障がい者活躍推進計画

障がいのある人の活躍を推進するため、障がいのある人の採用や定着などに関する目標や取り組みを定めた計画。計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度とする。

湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例

「障害者差別解消法」の施行を受けて、湯浅町において平成 31 年 4 月に施行された条例。不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の推進、さらに共生社会の実現を目的とする。

ら

ライフステージ

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立をめざす一連の過程。また、障がいのある人の人間らしく生きる権利を回復し、自立と参加をめざすという考え方。

第 7 期湯浅町障がい福祉計画・第 3 期湯浅町障がい児福祉計画

令和 6(2024)年 3 月

発行:湯浅町 福祉課

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1

電話:0737-63-2525 FAX:0737-65-3006